

令和 7 年度 茨城県北地域おこし協力隊起業支援補助金交付要項

(趣旨)

第 1 条 知事は、地域おこし協力隊推進要綱（平成 21 年 3 月 31 日付総行応第 38 号総務事務次官通知）及び茨城県北地域おこし協力隊設置要綱（平成 26 年 4 月 30 日施行）に基づく、茨城県北地域おこし協力隊の隊員（以下「隊員」という。）が任期を終え、茨城県北地域（日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市及び大子町。以下「県北地域」という。）で起業した場合に、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和 36 年茨城県規則第 67 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 隊員として 1 年を超えて活動に従事して退任した者であり、かつ任期終了後 1 年以内の者であること。
- (2) 補助金の申請時点で県北地域に住所を有すること。
- (3) 県税に未納がないこと。

(補助金の交付要件)

第 3 条 補助金の交付要件は、次の各号に掲げるものとし、補助金の交付は隊員 1 人について、一の年度に限るものとする。

- (1) 県北地域に主たる事業所等（事業の用に供する事務所、店舗等をいう。）を設置して行う事業であって、その内容が公序良俗に反しないものであること。
- (2) 事業内容が県北地域の振興に資するものであること。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、起業に要する経費で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 設備費、備品費及び土地・建物賃借費
- (2) 法人登記に要する経費
- (3) 知的財産登録に要する経費
- (4) マーケティングに要する経費
- (5) 技術指導受入れに要する経費
- (6) その他知事が特に必要と認める経費

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の 10 分の 10 以内とし、100 万円を限度とする。ただし、補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、その額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- （1）事業計画書（様式第2号）
- （2）収支予算書（様式第3号）
- （3）見積書の写し又は金額を証明する書類
- （4）県北地域に住所を有することを証明する書類
- （5）県北地域に主たる事業所等（事業の用に供する事務所、店舗等をいう。）を設置したことを証明する書類
- （6）県税に未納がないことを証明する書類
- （7）その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助金の交付の対象となる経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第7条 知事は、前条の交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行い、交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ期間）

第8条 規則第8条第1項の規定による申請の取り下げの期限は、前条の交付決定通知書の送付を受けた日から10日以内とする。

（補助事業の内容変更）

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1）補助対象経費の増額又は20パーセント以上の減額をしようとするとき。
- （2）補助対象経費の配分を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の総額の20%以内の配分の変更を除く。
- （3）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助事業の目的に変更がなく、かつ、補助対象経費の変更を伴わない範囲で事業計画の詳細を変更する場合を除く。

2 知事は、前項に規定する承認をしたときは、補助金の交付決定額に変更を生じるときは、変更交付決定通知書（様式第6号）により、補助金の交付決定額に変更を生じないときは、変更

承認通知書（様式第 7 号）により通知を行うものとする。

（補助事業の中止等）

第 10 条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面により知事の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときは、速やかに書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第 11 条 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

（概算払）

第 12 条 知事は、補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、補助金の交付決定額の 90 パーセント以内の額を概算払することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払申請書（様式第 8 号）を知事に提出するものとする。

（実績報告等）

第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は令和 7 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第 9 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- （1） 収支決算書（様式第 10 号）
- （2） 領収書等の支出証拠書類の写し
- （3） 購入した物品等が確認できる写真
- （4） その他知事が必要と認める書類

2 前条の規定により概算払を受けた補助事業者は、前項の実績報告書を提出する際に、概算払精算書（茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号）様式第 102 号）を併せて提出しなければならない。

3 第 6 条第 2 項ただし書により交付の申請をした者は、前項の実績報告書を提出する場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときには、これを減額して報告しなければならない。

4 第 6 条第 2 項ただし書により交付の申請をした者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときには、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額を減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（様式第 11 号）により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 14 条 知事は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調

査等を行い、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第 12 号）により、補助事業者に通知するものとする。

（財産の管理）

第 15 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効果的運用を図らなければならない。

（財産処分の制限）

第 16 条 取得財産等のうち、規則第 20 条第 2 号及び第 3 号の規定に基づき処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が 1 件 50 万円以上の機械器具、備品及びその他重要な財産とする。

- 2 規則第 20 条ただし書に規定する財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「財務省令」という。）で定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、財産処分承認申請書（様式第 13 号）によりあらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、知事は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（交付決定の取消及び補助金の返還）

第 17 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為によって補助金の交付を受けたとき。
- (2) 隊員退任後 3 年以内に、自己の都合により県北地域から転出したとき。
- 2 知事は、前項の規定により交付決定の取消しをしたときは、交付決定取消通知書（様式第 14 号）により補助事業者に通知するものとする。
- 3 知事は、第 1 項の規定により交付決定の取消しをしたときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。この場合において、第 1 項第 2 号の規定により交付決定の取消しをしたときは、退任後に県北地域に定住していた期間に応じ、次の表に定める額を返還させることができる。

退任後に定住した期間	返還を求める額
1 年未満	交付決定額の 100 分の 100
1 年以上 2 年未満	交付決定額の 100 分の 75
2 年以上 3 年未満	交付決定額の 100 分の 50

（補助金の返還免除）

第 18 条 知事は、前条の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 災害、疾病その他自己の都合によらず、やむを得ない事由があるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めたとき。

(証拠書類の保存)

第 19 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が 1 件 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分を完了する日又は財務省令で定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保存しておかなければならない。

(その他必要な事項)

第 20 条 知事は、この要項に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項を定めることができる。

付 則

この要項は、令和 7 年 4 月 11 日から施行する。

(様式第 1 号)

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

住 所
氏 名

令和 7 年度 茨城県北地域おこし協力隊起業支援補助金交付申請書

令和 7 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、令和 7 年度茨城県北地域おこし協力隊起業支援補助金交付要項第 6 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 補助金の受領口座

金融機関名	銀行	支店
預金種目・口座番号	1 普通 2 当座 3 その他()	口座番号
口座名義 (か)		

3 添付書類

- (1) 事業計画書 (様式第 2 号)
- (2) 収支予算書 (様式第 3 号)
- (3) 見積書の写し又は金額を証明する書類
- (4) 県北地域に住所を有することを証明する書類
- (5) 県北地域に主たる事業所等 (事業の用に供する事務所、店舗等をいう。)を設置したことを証明する書類
- (6) 県税に未納がないことを証明する書類
- (7) その他知事が必要と認める書類

(様式第2号)

事業計画書

1 申請者の概要

(ふりがな)	
氏 名	
住 所	〒
電 話	

2 事業の概要

起業形態	個人 ・ 法人	
※法人の場合、名称		
事業の目的	(事業の動機、知識や経験、具体的な内容、将来の展望等)	
事業の効果	(県北地域の振興に期待される効果)	
取扱商品及びサービス等	(具体的商品やサービス、セールスポイント、販売方法等)	
起業に係る許認可等の手続状況		
起業(予定)場所	茨城県〇〇市〇〇	
起業(予定)日	令和 年 月 日	
事業の予定期間	着手	令和 年 月 日
	完了	令和 年 月 日

3 起業後のスケジュール

実施時期	実 施 計 画
1 年目	
2 年目	
3 年目	

(様式第3号)

収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
起業支援補助金		
自己資金		
借入金		
その他		
合計		

2 支出の部

(単位：円)

経費区分	品 名	金 額	備 考
設備費、備品費、土地・ 建物賃借費			
	小計		
法人登記に要する経費			
	小計		
知的財産登録に要する 経費			
	小計		
マーケティングに要す る経費			
	小計		
技術指導受入れに要す る経費			
	小計		
合 計			

(注) 消費税等仕入控除税額が明らかな場合は「除税額〇〇円」と、消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は「含税額」と、消費税等仕入控除税額がない場合は「仕入控除税額なし」と備考欄にそれぞれ明記すること。

(様式第 4 号)

記号第 号
令和 年 月 日

殿

茨城県知事

令和 7 年度 茨城県北地域おこし協力隊起業支援補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 7 年度茨城県北地域おこし協力隊起業支援補助金については、次のとおり交付決定したので、令和 7 年度茨城県北地域おこし協力隊起業支援補助金交付要項第 7 条の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助条件

- (1) 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）及びその内容並びに補助事業に要する経費の配分は、令和 年 月 日付けで申請のあった令和 7 年度茨城県北地域おこし協力隊起業支援補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- (2) 補助事業者は、茨城県補助金等交付規則(昭和 36 年茨城県規則第 67 号)及び令和 7 年度茨城県北地域おこし協力隊起業支援補助金交付要項の規定を遵守しなければならない。

(様式第 5 号)

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

住 所
氏 名

令和 7 年度 茨城県北地域おこし協力隊起業支援補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった令和 7 年度茨城県北地域おこし協力隊起業支援補助金について、下記のとおり変更したいので、令和 7 年度茨城県北地域おこし協力隊起業支援補助金交付要項第 9 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

2 変更後の補助金交付申請額	金	円
(補助金交付決定額	金	円)

3 添付書類

- (1) 変更後の事業計画書 (様式第 2 号)
- (2) 変更後の収支予算書 (様式第 3 号)
- (3) 見積書の写し又は金額を証明する書類

(様式第 6 号)

記号第 号
令和 年 月 日

殿

茨城県知事

令和 7 年度 茨城県北地域おこし協力隊起業支援補助金変更交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 7 年度茨城県北地域おこし協力隊起業支援補助金に係る事業内容（経費配分）の変更については、下記のとおり決定したので、令和 7 年度茨城県北地域おこし協力隊起業支援補助金交付要項第 9 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額	金	円
(変更前の補助金交付決定額	金	円)

2 補助条件

- (1) 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）及びその内容並びに補助事業に要する経費の配分は令和 年 月 日付けで申請のあった令和 7 年度茨城県北地域おこし協力隊起業支援補助金変更承認申請書に記載のとおりとする。
- (2) 補助事業者は、茨城県補助金等交付規則(昭和 36 年茨城県規則第 67 号)及び令和 7 年度茨城県北地域おこし協力隊起業支援補助金交付要項の規定を遵守しなければならない。

(様式第 7 号)

記号第 号
令和 年 月 日

殿

茨城県知事

令和 7 年度 茨城県北地域おこし協力隊起業支援補助金変更承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 7 年度茨城県北地域おこし協力隊起業支援補助金に係る事業内容（経費配分）の変更について承認したので、令和 7 年度茨城県北地域おこし協力隊起業支援補助金交付要項第 9 条第 2 項の規定により通知します。

(様式第 8 号)

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

住 所
氏 名

令和 7 年度 茨城県北地域おこし協力隊起業支援補助金概算払申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった令和 7 年度茨城県北地域おこし協力隊起業支援補助金について、令和 7 年度茨城県北地域おこし協力隊起業支援補助金交付要項第 12 条第 2 項の規定により、下記のとおり概算払を申請します。

記

1 申請理由

2 概算払申請額 金 円

内 訳	
補助金交付決定額	円
概算払受領済額	円
今回申請額	円
残 額	円

(注) 概算払申請額は、交付決定額の90パーセント以内の額とする。

(様式第 9 号)

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

住 所
氏 名

令和 7 年度 茨城県北地域おこし協力隊起業支援補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった令和 7 年度茨城県北地域おこし協力隊起業支援補助金について下記のとおり実施したので、令和 7 年度茨城県北地域おこし協力隊起業支援補助金交付要項第 13 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 事業完了年月日
- 3 添付書類
 - (1) 収支決算書 (様式第 10 号)
 - (2) 領収書等の支出証拠書類の写し (補助事業者の支出を明らかにする内容となっているもの)
 - (3) 購入した物品等が確認できる写真 (全体及び個体が識別できる部分を撮影したもの)
 - (4) その他知事が必要と認める書類

(様式第 10 号)

収 支 決 算 書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	増減額 (A-B)	備 考
起業支援補助金				
自己資金				
借入金				
その他				
合計				

2 支出の部

(単位：円)

経費区分	品 名	予算額 (A)	決算額 (B)	増減額 (A-B)	備 考
設備費、備品費、土地・建物賃借費					
	小計				
法人登記に要する経費					
	小計				
知的財産登録に要する経費					
	小計				
マーケティングに要する経費					
	小計				
技術指導受入れに要する経費					
	小計				
合 計					

(注) 消費税等仕入控除税額が明らかな場合は「除税額〇〇円」と、消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は「含税額」と、消費税等仕入控除税額がない場合は「仕入控除税額なし」と備考欄にそれぞれ明記すること。

(様式第 11 号)

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

住 所
氏 名

令和 7 年度 茨城県北地域おこし協力隊起業支援補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった令和 7 年度茨城県北地域おこし協力隊起業支援補助金について、令和 7 年度茨城県北地域おこし協力隊起業支援補助金交付要項第 13 条第 4 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 令和 7 年度茨城県北地域おこし協力隊起業支援補助金交付要項第 14 条に基づく確定額
(令和 年 月 日付け 第 号により通知された確定額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の実績報告時に減額した補助金に係る消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した補助金に係る消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (= 3 - 2) | 金 | 円 |

(注) 参考となる資料を添付すること。

(様式第 12 号)

記号第 号
令和 年 月 日

殿

茨城県知事

令和7年度 茨城県北地域おこし協力隊起業支援補助金確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった令和7年度茨城県北地域おこし協力隊起業支援補助金については、令和7年度茨城県北地域おこし協力隊起業支援補助金交付要項第14条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 補助金交付確定額 金 円

(様式第 13 号)

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

住所氏名

令和7年度 茨城県北地域おこし協力隊起業支援補助金財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった、令和7年度茨城県北
地域おこし協力隊起業支援補助金において取得した財産について、下記のとおり処分したい
ので承認されるよう申請します。

記

1 処分する財産

2 処分の方法

() 売却 () 譲渡 () 交換 () 貸与 () 担保
() 廃棄 () その他(具体的に

3 処分の時期（予定）

年 月 日

4 処分の理由

(注) 補助金返還の免除を希望する場合は、処分の理由欄に事情を記載するとともに、「補助金返還免除希望」と記載すること。また、処分によって収益がある場合は、その額を記載すること。

(様式第 14 号)

記号第 号
令和 年 月 日

殿

茨城県知事

令和7年度 茨城県北地域おこし協力隊起業支援補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定した令和 7 年度茨城県北地域おこし協力隊起業支援補助金については、令和 7 年度茨城県北地域おこし協力隊起業支援補助金交付要項第 17 条第 1 項の規定により、下記のとおりその（一部・全部）を取り消すこととしたので通知します。

記

- ## 1 取消理由

- 2 補助金交付決定取消額 金 円

誓 約 書

今般の補助金の申請にあたり、以下の事項を含め、令和7年度 茨城県北地域おこし協力隊起業支援補助金交付要項（以下「要項」という。）に従っていることを、誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1 提出書類等の内容が虚偽でないこと。
- 2 県北地域に主たる事業所等（事業の用に供する事務所、店舗等をいう。）を設置して行う事業であって、その内容が公序良俗に反しないものであること。
- 3 申請者は、県税に未納がないこと。
- 4 申請者は、申請に係る土地又は建物を他者に転貸しないこと。
- 5 申請者は、補助金で購入した物品等を転売しないこと。
- 6 申請者は、隊員退任後3年以内に転居または事業所の移転をした場合、もしくは補助金の申請に係る事業を終了した場合は、速やかに県へ届け出ること。（任意様式）
- 7 申請者は、不正受給が判明した場合には、要項に従い給付金の返還等を行うこと
- 8 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第2号又は同条第3号に規定する者でないこと。
- 9 申請者は、要項に従うこと。

令和 年 月 日

（あて先）茨城県知事 殿

住 所 _____

氏名（自署）_____